

○一橋大学障害学生への支援に関する規則

平成17年7月6日

規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）に入学あるいは在学する障害のある学生（以下「障害学生」という。）に対し、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体、精神、発達等の障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(支援の申出)

第3条 支援を受けることの希望は、障害学生本人から随時申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、国際教育交流センター、保健センター、学生支援センター、学務部教務課、学生支援課及び各研究科事務部とする。

(障害学生支援委員会)

第4条 障害学生の支援に関する事項を審議するため、障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 次条第3項の規定により報告された合理的配慮の内容の妥当性に関すること。
- 二 障害学生の支援のための具体的方策に関すること。
- 三 障害学生の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること。
- 四 障害学生に係る施設整備に関すること。
- 五 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- 六 その他障害学生の支援に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長
- 二 全学共通教育センター長
- 三 学長が指名する役員補佐
- 四 アクセシビリティ支援室長
- 五 各学部の学士課程教育専門委員会委員 各1人

- 六 言語社会研究科の大学院教育専門委員会委員 1人
 - 七 学生支援センター教員 2人
 - 八 保健センター教員 2人
 - 九 学生委員会から選出された者 1人
 - 十 学務部長
 - 十一 その他学長が指名する者 若干人
- 4 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員会に委員長を置くこととし、第3項第1号の委員をもって充てる。
 - 6 委員長は、委員会を主宰する。
 - 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 8 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個別支援会議)

第5条 委員会に個別支援会議を置く。

- 2 個別支援会議は、障害学生からの支援の申し出に対する合理的配慮の具体的な内容について審議を行う。
- 3 個別支援会議は、障害学生からの新規又は追加の支援の申し出に関する前項の審議の結果について委員会に報告するものとし、委員会は、当該報告に基づき審議を行い、障害学生への支援の提供について承認するものとする。
- 4 個別支援会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 アクセシビリティ支援室長
 - 二 アクセシビリティ支援室教員及び職員
 - 三 障害学生の所属する学部の学士課程教育専門委員会委員又は障害学生の所属する研究科の大学院教育専門委員会委員
- 5 個別支援会議に議長を置くこととし、前項第1号に掲げる者をもって充てる。
- 6 議長は、個別支援会議を主宰する。
- 7 議長に事故があるときは、第4項第2号又は第3号に掲げる者のうちから議長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 8 議長が必要と認めたときは、第4項各号に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 障害学生への支援に関する事務は、関係部局の協力を得て、学務部学生支援課が行う。ただし、個別支援会議に関する事務は、アクセシビリティ支援室が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。